

海外在留邦人等向けワクチン接種事業  
空港におけるワクチン接種事業の延長及び運用変更について

海外在留邦人等を対象とした新型コロナ・ワクチン接種事業については、1月24日までの予約が可能となっておりますが、運用を変更の上、期間を延長することとしました。この運用変更に伴い、1月31日（月）からは、羽田空港において、週3回（月、木、土）、ファイザー製ワクチンの接種を実施します。また、アストラゼネカ製ワクチンの接種についても、同空港において、週1回（木）実施します。

本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で、特設サイトを通じて予約をお願いします。

なお、現在のところ本事業は、1回目・2回目の接種を対象としており、3回目の接種は受けられませんのでご注意ください。

特設サイトへのリンクは、外務省海外安全HP  
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>) に掲載されておりますので、そちらを御確認ください。

（問い合わせ先）

在トリニダード・トバゴ日本国大使館（アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネービス、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、スリナム、ガイアナを兼轄）

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago, W. I. (P.O.Box1039)

電話：628-5991 国外からは（国番号 1-868）628-5991

FAX：622-0858 国外からは（国番号 1-868）622-0858

ホームページ：[https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp